

個人情報適正管理規定

事業所名 協同組合共栄
東大阪事務所

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、国際事業部、事務局職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者 岩下裕哉 とする。
- 2 管理責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の情報があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めるとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者 岩下裕哉 とする。